#### 2 相談支援の充実等について

障害者自立支援法等の一部改正(以下、「改正法」という。)により、本年4月から以下のとおり相談支援の充実等を図ることとしている。

- 支給決定のプロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に 拡大(計画相談支援・障害児相談支援)
- 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- 基幹相談支援センターの設置
- 「自立支援協議会」を法律上位置付け
- 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

改正法における相談支援の充実等を踏まえ、来年度予算案においては、計画相談支援及び地域移行支援・地域定着支援について障害者自立支援給付費負担金に、障害児相談支援について児童保護費等負担金に所要の予算を計上したところである。

また、基幹相談支援センターの機能強化のための専門職の配置費用、成年後 見制度利用支援事業の必須事業化及び成年後見制度の利用を促進するための 費用について、地域生活支援事業費補助金に盛り込んだところである。

なお、地域生活支援事業費補助金の住宅入居等支援事業(居住サポート事業) 及び地域移行のための安心生活支援事業については、一部の事業を除き、来年 度から地域移行支援又は地域定着支援として個別給付化されることとなるが、 改正法の施行時において地域における地域移行支援・地域定着支援の実施体制 が十分でない場合については、実施体制が整備されるまでの間、引き続き地域 生活支援事業費補助金のメニューとして補助対象とする予定である。

また、障害者自立支援対策臨時特例交付金の障害者を地域で支える体制づくりモデル事業についても、

- ・障害者の地域生活の24時間の支援体制については地域定着支援として
- ・事業者間の調整を図るためのコーディネーターの配置については地域生活支援事業費補助金のメニューとして

実施していくことが基本であるが、これらの事業への円滑な移行を図るため平成24年度に限り、引き続き第4次補正予算案に計上した障害者自立支援対策 臨時特例交付金のメニューとして経過措置として延長する予定である。

都道府県におかれては、本年4月の改正法の円滑な施行に向けた準備や管内 市町村に対して必要な助言・指導を行う等、特段のご配慮をお願いしたい。 ※ 指定基準省令案、事業者指定の手続き等については近日中に提示予定。

# 相談支援の充実等について

- 改正法における相談支援の充実等を踏まえ、来年度予算案においては、
  - 障害者自立支援給付費負担金及び児童保護費等負担金において、計画相談支援、地域相談支援及び障害児相談支援の所要の予算を計上するとともに、
  - 地域生活支援事業費補助金において、基幹相談支援センターの機能 強化のための専門職の配置や、成年後見制度利用支援事業の必須事 業化に伴う費用等について盛り込んだところである。
  - ※ 来年度の地域生活支援事業における居住サポート事業及び地域移行のための 安心生活支援事業、基金事業における障害者を地域で支える体制づくりモデル事 業の取扱いは、別紙のとおり。
- 都道府県におかれては、本年4月の改正法の円滑な施行に向けた準備 や管内市町村に対して必要な助言・指導を行うなど、特段のご配慮をお願 いしたい。
  - ※ 指定基準省令案、事業者指定の手続き等については近日中に提示。

# 地域移行支援・地域定着支援と補助事業の整理

【平成23年度】

【平成24年度以降】

#### 地域生活支援事業(補助金)

## 【1 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)】

- ① 入居支援(家族同居者等への個別支援)
- ② 入居支援(障害者入所施設・精神科病院入院者への個別支援)
- ③ 24時間支援

## 【2 地域移行のための安心生活支援事業】

- ① 常時の連絡体制と緊急時の支援
- ② 緊急一時的な宿泊(居室の確保料以外分)
- ③ 一人暮らしの体験宿泊(同上)
- 4 ②・③の居室の確保料
- ⑤ 地域の体制整備のためのコーディネート

## 地域生活支援事業(補助金)

- 入居支援(家族と同居する者等の個別支援、個別支援以外の各種取組)
- 〇 緊急一時的な宿泊・体験宿泊の居室の確保料
- 地域の体制整備のためのコーディネート
- ※ 1·2の上記以外の事業は、法施行時のために地域相談支援の 提供体制が十分でない場合は体制整備されるまで補助対象。

## 自立支援給付費負担金(個別給付)

### 【地域移行支援】

- 〇 対象者 入所施設及び精神科病院入院者
- 〇 サービス内容
  - ・地域移行に向けた相談、同行による支援
  - ・一人暮らしの体験宿泊
  - ・障害福祉サービス事業(日中活動系)の体験利用
  - •入居支援

## 【地域定着支援】

〇 対象者

居宅で単身で生活する障害者又は同居する家族等 による緊急時の支援が見込まれない者

- 〇 サービス内容
  - ・常時の連絡体制の確保
  - ・緊急時の支援(緊急一時的な宿泊を含む)

## 基金事業

## 【3 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】

- ① 拠点のコーディネーター配置
- ② 24時間のサポート体制づくり 等



## 基金事業(経過措置として平成24年度まで延長)

## 【障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】

- ① 拠点のコーディネーター配置
- ② 24時間のサポート体制づくり 等

#### 3 障害児支援の強化について

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)の公布に伴う児童福祉法等の一部改正(以下「改正法」という。)により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、平成24年4月から現行の各障害別に分かれた施設体系を再編し、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化することとし、併せて、障害児通所支援に係る事務の実施主体については、都道府県から市町村に移行することとしている。

実施主体の移行に係る都道府県と市町村の事務の引き継ぎ等については、別紙のとおり平成24年1月11日付け障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡においてお示ししたところである。

また、今般の改正により18歳以上の障害児施設入所者については、他の大人の障害者と同様、年齢等に応じた適切なサービスが受けられるようにするため、児童福祉法ではなく、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにより対応するなどの見直しを行うこととなっている。

各都道府県等においては、管内市町村や施設関係者等への周知や現行の各施設等が新しい施設体系に円滑に移行できるよう必要な指導・助言を行うとともに、障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡を参照の上、事務の実施主体の移行について、ご協力及び特段のご配慮をお願いしたい。

改正法における障害児支援の指定基準案等については、パブリックコメントに寄せられたご意見を踏まえ、18ページから30ページにあるとおり、一部変更することとしている。

なお、指定基準については、平成24年2月上旬目途で公布する予定なので、 公布され次第、事業者の指定が行われるよう必要な準備についてもよろしくお 願いしたい。

# 障害児支援の強化について

- 都道府県におかれては、本年4月の改正法の円滑な施行に向けた準備や管内市町村や関係者に対して必要な助言・指導を行うなど、特段のご配慮をお願いしたい。
- 〇 特に、障害児通所支援に係る事務の実施主体が都道府県から市町村に移行することになるので、事務の引き継ぎに留意の上、現在の利用者(重症心身障害児(者)通園事業の利用者及び18歳以上の障害児施設入所者を含む。)が施行日以降も漏れなく引き続き利用できるよう、管内市町村と十分に連絡をとって、必要な手続きを進められたい。
- 改正法における障害児施設等の指定基準案については、パブリックコメントに寄せられたご意見を踏まえ、別紙のとおり一部変更することとしている。
- 指定基準省令等については、2月上旬目途で公布する予定なので、事業者の指定 事務についても、必要な準備をお願いしたい。

# パブリックコメントを踏まえた指定基準案の変更について

別紙

障害児施設の一元化後の施設等に係る指定基準案については、昨年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議において、お示ししたところであるが、パブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえ必要な修正を行うこととしており、主な変更点については、次のとおりである。

なお、基準省令については、2月上旬目途で公布する予定である。

- 通所支援の質を高めるため、以下を変更
  - ①児童発達支援センターにおいて、主たる対象とする障害が難聴の場合は、「聴能訓練担当職員2人以上、言語機能訓練担当職員2人以上」を「言語聴覚士4人以上」に変更
  - (変更前)聴能訓練担当職員2人以上、言語機能訓練担当職員2人以上→ (変更後)言語聴覚士4人以上 ※現行ある施設・事業所については、当分の間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。
  - ②児童発達支援事業の「指導員」を「児童指導員」に変更
    - (変更前) 指導員又は保育士 →(変更後) 児童指導員又は保育士
      - ※現行ある施設、事業所については、当分の間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。
- 〇 嘱託医の要件(通所、入所共通)

主たる対象の障害が知的障害の場合は、

(変更前) 精神科の診療を相当の経験を有する者→(変更後) 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者

- 〇 児童発達支援と放課後等デイサービス等を一体的に実施できる特例の設定
  - 利用定員は、合計の数で適用
- 〇 経過措置

児童発達支援センターの児童指導員及び保育士の配置基準の適用について、現行ある施設は、当分の間、現行の基準による(少年7.5:1を可とする)ことができる旨の経過措置を講ずる。

# 障害児通所支援の指定基準案について(当初からの変更部分)

障害児通所支援に係る基準省令については、パブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえ必要な修正を行い、「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の創設及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(旧児童福祉施設最低基準)(昭和23年厚生省令第63号)」の一部改正を、2月上旬目途にする予定である。

なお、昨年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議において、指定基準案をお示ししたところであるが、 主な変更点については、次のとおりである。

# ○ 通所支援の質を高めるため、以下を変更

①児童発達支援センターにおいて、主たる対象とする障害が難聴の場合は、「聴能訓練担当職員2人以上、言語機能訓練担当職員2人以上」を「言語聴覚士4人以上」に変更

(変更前) 聴能訓練担当職員2人以上、言語機能訓練担当職員2人以上→ (変更後) 言語聴覚士4人以上 ※現行ある施設・事業所については、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。

②児童発達支援事業の「指導員」を「児童指導員」に変更

(変更前) 指導員又は保育士 → (変更後) 児童指導員又は保育士 ※現行ある施設、事業所については、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。

# ○ 嘱託医の要件

主たる対象の障害が知的障害の場合は、

(変更前) 精神科の診療を相当の経験を有する者→(変更後) 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者

〇 児童発達支援と放課後等デイサービス等を一体的に実施できる特例の設定

利用定員は、合計の数で適用

## 〇経過措置

児童発達支援センターの児童指導員及び保育士の配置基準の適用について、現行ある施設は、一定期間、現行の基準による(少年7.5:1を可とする)ことができる旨の経過措置を講ずる。

# 児童発達支援センターの指定基準案

# 人員基準・設備基準案の概要

	嘱託医※1	1人以上
人	児童指導員 及び保育士	総数:通じて障害児の数を4で除して得た数以上 ※現行ある施設は、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。 ・児童指導員:1人以上 ・保育士:1人以上
員	栄養士※2	1人以上
基準	調理員※2	1人以上
	その他必要な職員※3	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合 ただし、主たる対象とする障害が難聴の場合は、言語聴覚士4人以上 ※現行ある施設、事業所は、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。
	児童発達支援管理責任者 ※4	1人以上(業務に支障がない場合は他の職務との兼務可)

- ※1 主たる対象の障害が知的障害の場合は、精神科又は小児科、難聴の場合は、耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者
- ※2 40人以下の施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- ※3 配置した場合は児童指導員等の総数に充てることができる。 ※4 業務に支障がない場合は他の職務との兼務可。

設	指導訓練室	・定員:おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積:2.47㎡以上 ※主たる対象者が難聴の場合は、定員及び床面積の要件は適用しない。
備		・障害児1人当たりの床面積1.65㎡以上 ※主たる対象者が難聴の場合は、床面積の要件は適用しない。
基準	その他	・医務室、相談室、調理室、便所、屋外遊戯場(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。ただし、主たる対象とする障害とする場合には、静養室を、主たる対象とする障害を難聴とする場合は、聴力検査室を設けること。

19

# ●児童発達支援管理責任者の配置について

利用障害児に対して、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害児支援に共通する職種として新設。

## 《児童発達支援管理責任者の要件》

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術が必要であることから、要件は、①から③を満たす者とする。

- ①実務経験者
  - ※実務経験の対象となる業務

障害児の保健、医療、福祉、就労、教育の分野において直接支援業務、相談支援業務、就労支援業務などの業務を対象とする。

具体的には、児童デイサービス及び障害児施設等において、利用者に対して直接サービス提供を行う業務、相談支援業務及び学校等で直接障害児教育に携わる業務等とし、経験年数については、自立支援法に基づくサービス管理責任者と同等とする予定。

- ②児童発達支援管理責任者研修修了者
  - ※研修の内容は、自立支援法に基づくサービス管理責任者研修と同等のものとし、今後定める。
- ③相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者(又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者)

#### 《経過措置》

実務経験の要件を満たしていれば、施行後3年間で児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了することを条件として、この間、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。(3年間の経過措置)

なお、過去に、サービス管理責任者研修(児童分野)を修了している者については、児童発達支援管理 責任者研修を修了しているものとみなす。

(※)児童発達支援管理責任者は、支援の提供に支障がない限りにおいて、他の職務や他の一体的に運営する事業の 児童発達支援管理責任者(サービス管理責任者含む。)との兼務を可能とする。

# 児童発達支援事業(児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う場合)の指定基準案

# 人員基準・設備基準案の概要

人	<b>人</b>   次のとおり確保されるために必要と認められる数(1人以		単位ごとに当該支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、 次のとおり確保されるために必要と認められる数(1人以上は常勤)	
員基準		・障害児数が10人までは、2人以上 ・障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上		
		その他必要な職員※ 日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合		
		児童発達支援管理責任者 1人以上(業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)		
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼 務可)		
設備基準		練室、支援の提供に必要な設 指導訓練室は、訓練に必要な	は備及び備品等を備えること。 は機械器具等を備えること。	

※ 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

# 医療型児童発達支援センターの指定基準案

## 人員基準・設備基準案の概要

人員	医療法上に規定する診療所として 必要とされる従業者	同法に規定する診療所として必要とされる数
基	児童指導員	1人以上
準	保育士	1人以上
	看護師	1人以上
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	その他必要な職員	日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合
	児童発達支援管理責任者	1人以上(業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
=л.		

# 設備基

準

- ・医療法上に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- ・訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- ・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- ・階段の傾斜を緩やかにすること。
- ※ 指定に当たっては、法人格の有無は問わない。

# 主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援の指定基準案

## 人員基準・設備基準案の概要

	職種	児童発達支援事業として実施する場合	児童発達支援センターとして実施する場合
	嘱託医	1人以上	1人以上
員甘	看護師	1人以上	・総数: 4:1以上
基準	児童指導員 又は保育士	1人以上	│ ・看護師:1人以上 ・児童指導員:1人以上 ・保育士1人以上
	機能訓練等を行う職員 (※作業療法又は理学療法若し くは言語療法を担当する職員)	1人以上	・機能訓練等担当職員 (※理学療法又は作業療法若しくは言語療法担当職員) : 1 以上
	栄養士※1	ı	1人以上
	調理員※1	ı	1人以上
	児童発達支援管理責任 者	1人以上(業務に支障がない場合は他 の職務の兼務可)	1人以上(業務に支障がない場合は他の職 務の兼務可)
設備基準		指導訓練室、支援の提供に必要な設備 及び備品等を備えること。	指導訓練室、遊戯室、 医務室、相談室、調理室、便所、その他、 支援の提供に必要な設備及び備品等を備え ること。※1

- ※1 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- ※2 指導訓練室、便所、調理室以外は、併設する施設の設備と兼用または業務に支障がない場合は置かないことができる。

(注) 医療型児童発達支援センターの基準を満たせば、医療型への移行も可能

# 放課後等デイサービスの指定基準案

# 人員基準・設備基準案の概要

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	単位ごとに当該支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数(1人以上は常勤) ・障害児数が10人までは、2人以上 ・障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	-	その他必要な職員※	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
		児童発達支援管理責任者	1人以上(業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
	管理者	常勤で、かつ、原則として 兼務可)	管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の
設備基準			設備及び備品等を備えること。な機械器具等を備えること。

※ 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

# 保育所等訪問支援の指定基準案

# 人員基準・設備基準案の概要

人員基準	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて必要な数 (障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、 保育士、理学療法士、作業療法士及び心理担当職員等であって、 集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者)
準		児童発達支援管理責任者※	1人以上(業務に支障がない場合は管理者との兼務可)
案	管理者	原則として管理業務に従事す	るもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準案		運営を行うために必要な広さを 品を設けること。	有する区画を設けるほか、保育所等訪問支援の提供に必要な設備

※ 支援の提供にあたって、児童発達支援管理責任者が訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可とする。

# 障害児入所施設の指定基準案について(当初からの変更分)

障害児入所施設に係る基準省令については、パブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえ必要な修正を行い、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」の創設及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(旧児童福祉施設最低基準)(昭和23年厚生省令第63号)」の一部改正を、2月上旬目途にする予定である。

なお、昨年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議において、指定基準案をお示ししたところであるが、 主な変更点については、次のとおりである。

## 〇 嘱託医の要件

主たる対象の障害が知的障害の場合は、

(変更前) 精神科の診療を相当の経験を有する者

(変更後) 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者

# 福祉型障害児入所施設の指定基準案

# 1. 人員基準案の概要

職種	知的障害 の場合	自閉症の場合	盲ろうあ の場合	肢体不自由児の場合
嘱託医※1			1人以上	
医師	_	1人以上	_	_
児童指導員及び保育士 ※2	②盲ろうあ児:	·		
看護師	- 20:1以上 - 1人以上			1人以上
栄養士※3		1人以上		
調理員※4		1人以上		
職業指導員	職業指導を行う場合			
心理指導担当職員※5	心理指導を行う場合			
児童発達支援管理責任者	1人以上(業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)			

<sup>※1</sup>知的障害児(自閉症含む)の場合は、精神科又は小児科、盲ろうあ児の場合は眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者

<sup>※2 30</sup>人以下を入所させる施設で知的障害児を受け入れる場合、35人以下を入所させる施設で盲ろうあ児を受け入れる場合は、さらに1人以上を加える。

<sup>※3 40</sup>人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

<sup>※4</sup> 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上

# 2. 設備基準案の概要

※次期改築等の施設整備を行うまで適用猶予

設備	知的障害 の場合	自閉症 の場合	盲ろうあ の場合	肢体不自由 の場合
居室	・定員4人以下(乳幼児6人以下) ・障害児1人当たりの床面積:4.95㎡以上(乳幼児3.3㎡以上) ・障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。			
その他	盲ろうあの場合は、遊園 盲の場合は、音楽設備 ろうあの場合は、映像記	談室、訓練室 、特殊表示等身体機能の 设備	、適当に応じ職業指導に必	

- ※1 主たる対象の障害が知的障害、盲ろうあであって、30人未満の施設においては、医務室を設けないことができる。
- ※2 主たる対象の障害が盲ろうあであって、30人未満の施設においては、静養室を設けないことができる。

# 医療型障害児入所施設の指定基準案

# 1. 人員基準案の概要

職種	自閉症児 の場合	肢体不自由児 の場合	重症心身障害児の場合	
医療法に規定する病院として 必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数			
児童指導員及び保育士	·総数: 6.7:1以上 ·各1人以上	・総数: 乳幼児10:1以上 少年20:1以上 ・各1人以上	•各1人以上	
理学療法士又は作業療法士	_	1人以上	1人以上	
職業指導員	_	職業指導を行う 場合	_	
心理指導担当 職員	_	_	1人以上	
児童発達支援管理責任者	1 人以上(業務に支障がな	い場合は他の職務の兼務可)		

# 2. 設備基準案の概要

自閉症の場合 肢体不自由の場合 重症心身障害の場合

医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室

## 主たる対象とする障害が

自閉症児の場合は、静養室を設けること。

肢体不自由の場合は、屋外訓練場、ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備(他に適当な設備がある場合は置かないことができる)、身体の機能を助ける設備を設けること。 また、階段の傾斜を緩やかにすること。

事 務 連 絡 平成24年 1月11日

都道府県 各 指定都市 障害児支援主管課室 御中 児童相談所設置市

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域移行·障害児支援室

障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う 障害児通所支援等に係る事務の実施主体の移行について

障害児支援の充実につきましては、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。 今般の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を 見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関 する法律」(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)により、障害児支援 については、身近な地域で支援が受けられるようにするため、平成24年4月から、 現行の各障害種別に分かれた障害児施設支援が障害児通所支援、障害児入所支援に再 編されるとともに、障害児通所支援や、18歳以上の障害児施設入所者の給付決定等の 事務が都道府県から市町村に移行されるなどの見直しが図られることになります。

これらに係る事務については、現行の障害者自立支援法等の支給事務に準じて行われるものであり、平成23年10月31日に開催した障害保健福祉主管課長会議において円滑な事務執行に関する留意点についてお示ししたところでありますが、障害児通所支援等に係る事務の移行に関する詳細について、別添1のとおりまとめましたので、送付いたします。

各都道府県においては、円滑な施行を図るため、本事務連絡を参考にして速やかに 管内市町村への事務の引き継ぎ及び各市町村への指導・助言について、特段のご配慮 をお願いするとともに、各市町村において、実施主体が変更に伴う事務が終了した場合には、当室担当係まで別添2に記載している項目についてご報告願います。

なお、指定都市・児童相談所設置市においては、特段の事務の変更はありませんが、 整備法の施行に向けて引き続き必要な事務について、遺漏なきようお願いします。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域移行・障害児支援室障害児支援係 佐藤、神田、今野

TEL: 03-5253-1111 (内3037)

#### (別添1)

#### 整備法施行に伴う事務の移行について

1 都道府県から市町村に実施主体が移行される事務

平成 24 年 4 月から、実施主体が都道府県から市町村に移行される事務は次の とおりである。

- ① 児童福祉法に基づく障害児通所給付費の通所給付決定等
- ② 18 歳以上の障害児施設入所者に係る障害者自立支援法に基づく介護給付 費の支給決定等
- ③ 平成 15 年 11 月 10 日障発第 1110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「重症心身障害児(者)通園事業実施要綱」に基づき都道府県が実施する重症心身障害児(者)通園事業の利用者(以下「重心通園事業の利用者」という。)に係る児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく給付費の支給決定等

#### 2 移行に当たって特に留意が必要な点

事務の移行に当たって、特に留意していただきたい点は、次のとおりである。 なお、具体的には下記を参照願いたい。

① 都道府県

速やかに、現在の利用者全員について、平成24年4月以降の実施主体となる市町村の特定を行うとともに、市町村に対する事務の引継や市町村への申請勧奨に努めること。

市町村における児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく給付費に関する業務が円滑に行われるよう、必要に応じて指導・助言などの支給決定業務への支援を行うこと。

特に、改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第 24 条の 3 第 4 項に規定する施設給付決定(通所のみによる利用に係るものに限る。)の有効期間が平成 24 年 3 月 31 日までのものについては、施行日以降も通所支援が利用できるよう十分留意するとともに、取扱いについて、速やかに市町村と調整すること(Iの1の(3)の※2及びIの1の(2)の※参照。)。

#### ② 市町村

速やかに障害児通所給付費に関する業務を担当する部署を決定すること。 また、給付費の支給決定に係る必要な手続きを遺漏なく行うとともに、その際には、整備法の円滑な施行を図るために講じる経過措置の取扱いに十分留意すること。

記

#### I 都道府県業務(市町村への移行に係る部分)

#### 1 市町村に対する事務の引継又は市町村への申請勧奨

#### (1) 市町村に対する事務の引継

次に該当する者については、整備法の附則において、改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第 21 条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされる(以下「みなし通所給付決定」という。)又は改正後の障害者自立支援法(以下「新自立支援法」という。)第 19 条第1項に規定する支給決定を行うものとする旨の経過措置の規定(以下「みなし通所給付決定等」という。)があり、給付費に関する業務が市町村に移行されることから、実施主体となる市町村に対し、支給決定に関する情報を引き継ぐこと。

- ア 平成 24 年 4 月 1 日において、施設給付決定(通所のみによる利用に係るものに限る。)を受けている障害児の保護者(以下「通園施設の利用者」という。) ※ 施設給付決定の有効期間が平成 24 年 4 月 1 日以降の者に限る。
- イ 平成 24 年 3 月 31 日において、旧児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項(通所のみによる利用に係るものを除く。)を受けて指定知的障害児施設等に入所又は入院している 18 歳以上の者(以下「入所施設を利用している 18 歳以上の者」という。)
  - ※1 新児童福祉法第24条の24の規定により、引き続き障害児入所給付費を受けることができる者を除く。
  - ※2 市町村は、児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法のサービス に係る支給決定を行う。

#### (2) 引継に伴う書類等

市町村に引き継ぐものとして、次のものが考えられるが、各都道府県の実情に 応じて進めること。

- ア 児童記録票の写し
- イ 障害児施設給付費に関する支給申請書及び給付決定通知書の写し
- ウ 勘案事項調査票等の写し
- エ その他、給付費に関する業務で参考となる書類 事業所との契約内容が確認できる資料、直近の給付費の支給状況(加算等) が分かる資料等
- ※ なお、市町村に引き継ぐ際、個人情報について、保護者等の承諾は要しない。

#### (3) 利用者に対する市町村への申請勧奨等

次に該当する者については、みなし通所給付決定等の規定がないため、施行日 以降も利用を希望する場合には、原則、市町村が新たに支給決定を行う必要があ るため、利用者に対し市町村への申請勧奨等に努めること。

ア 施設給付決定(通所のみによる利用に係るものに限る。)の有効期間が平成24年3月31日までの者

※1 引き続き、利用を希望する場合は居住地の市町村に対し新規申請を行うことになる。その際、市町村は、速やかに通所給付決定が行えるよう、 児童相談所に意見聴取(通所給付決定に関する情報提供依頼を含む。)の 依頼をすることができる(新児童福祉法第21条の5の7第2項)。

児童相談所においては、保護者等の承諾を得たうえで(情報提供することを前提に申請勧奨の際に了解を得ておくことが望ましい。以下、イ及びエにおいて同じ。)、関係書類を提供すること。

※2 市町村における業務体制が整っていない等により、施行日から通所支援の利用が困難と見込まれる場合には、当該市町村と調整したうえで、都道府県において、平成24年3月31日までに施設給付決定を更新(例:有効期間を平成25年3月31日までとする支給決定を行う)したうえで実施主体を変更し、みなし通所給付決定の規定を活用する等配慮することが望ましい。

#### イ 重心通園事業の利用者

※ アの※2のような取扱いできないことから、市町村において、速やかに 児童福祉法に基づく通所給付決定又は障害者自立支援法に基づく支給決 定が行えるよう必要な支援を行うこと。

#### ウ 入所施設を利用している 18 歳以上の者

- ※1 継続して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用する必要がある場合は、整備法附則第35条の規定に基づき、本人の申出により、支給申請や障害程度区分の認定等の手続を省略し、新自立支援法第19条第1項に規定する支給決定が行われる旨を伝え、申出を勧奨するよう努めること。
- ※2 必ずしも入所施設を利用している 18 歳以上の者全員が障害者自立支援法で対応するのではなく、新児童福祉法第 24 条の 24 の規定に基づき、本人からの申請があり、児童相談所の意見を聴いた上で、引き続き障害児入所施設での支援が必要な場合は、20 歳に達するまで障害児入所給付費を支給することができる。また、新児童福祉法第 31 条の規定により、20 歳に達するまで措置を採ることができるため、都道府県においては、個別に判断する必要がある。

(障害児施設において支援が必要な場合の例)

- 虐待等がある又は疑われ、引き続き都道府県又は児童相談所において、関与していく必要がある。
- 障害者支援施設に空きがない。
- 高等部に在学中であり、障害児として支援することが望ましい。
- 自活訓練等の地域移行に向けた支援を継続する必要がある。
- ※3 平成24年4月1日に満18歳未満である者が、施行日以後において、 満18歳となることに伴い、継続して、障害福祉サービスを利用する必要 が生ずる場合も整備法附則第35条の対象となり、同じ取扱いとなる。

市町村における支給決定は、その者が満18歳となる日までに行う必要

があるので、都道府県においては、市町村と連携を密にし、時期等について配慮されたい。

- エ 重症心身障害児施設の待機者(18歳以上の者に限る。)
  - ※ 重症心身障害児施設(指定医療機関の重心病棟含む。)に入所を希望している 18 歳以上の待機者については、平成 24 年 4 月 1 日以降は、障害者自立支援法の療養介護の対象となるため、居住地の市町村に対して介護給付費の支給申請を行うことになる。都道府県においては、待機者に対し市町村への申請勧奨に努めるとともに、待機者に係る基本情報が児童相談所等において把握している場合は、本人等の承諾を得たうえで、市町村に情報提供すること。

なお、重症心身障害児施設については、4月以降は医療型障害児入所施設又は療養介護への移行若しくは一体的に行うことが想定される。そのため、都道府県又は市町村の支給決定に当たっては、都道府県、市町村間の連絡調整を密に行い、都道府県において、重症心身障害児者が円滑に入所できるよう、調整等配慮されたい(新児童福祉法第24条の19)。

#### 2 都道府県の役割

- イ 市町村における支給決定業務の支援
- (1)支給決定手続き等の伝達

今回の改正で、障害児通所給付費に関する業務が市町村に移行されることから、これまで都道府県が実施してきた障害児施設給付費(通所のみによる利用に係るものに限る。)に関する業務(施設給付決定に関する業務を含む)の流れや留意事項等について、必要に応じて市町村に情報提供すること。

(例) 支給決定の流れ、支給決定をする際の基準、勘案事項調査の内容、判定方法 等

#### (2) 支給決定に係る支援

都道府県は、市町村からの求めに応じ、支給決定業務に関し、技術的事項についての協力その他必要な支援を行うこと(新児童福祉法第21条の5の10、新自立支援法第26条)。

(例) 療育の必要性や重症心身障害等の判断基準 等

#### (3) その他

市町村における業務体制が整っていない等により、施行日から通所支援の利用が困難と見込まれる場合には、平成24年3月31日までに施設給付決定(例:有効期間を平成25年3月31日までとする支給決定)を行い、みなし通所給付決定の規定を活用したうえで、市町村に移行するなど配慮することが望ましい。そのため、市町村における業務体制を把握しておくとともに、進捗状況の報告を受けること。

また、通所支援の提供が円滑に行われるよう、関係者相互間の連絡調整又は事業者等に助言その他の援助を行うことが望ましい。

- (例) 児童発達支援センター等が市町村単位で設置されていない場合等で、利用 に当たって、広域での調整等が必要な場合 等
- ロ 障害児通所給付費等に対する審査請求

障害児の保護者が市町村の行った障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について審査を行うことになる。

- ※1 審査請求については、障害者自立支援法の規定を準用する。
- ※2 運営に当たっては、どのような体制で行うかは、最終的には都道府県の 判断となるが、障害者介護給付費等不服審査会との合同で実施することと しても差し支えない。

#### Ⅱ 市町村業務(都道府県からの移行に係る部分)

#### 1 児童福祉法に基づく通所支援の決定

#### (1)担当部署の決定

障害児支援については、基本的に児童福祉法で対応することになったが、担当部署の決定に当たっては、各市町村の実情に応じて、障害児支援が適切に行える部署において所管されたい。

- (2) 現行制度利用者に関するみなし通所給付決定業務(整備法附則第23条)
  - ①対象者

次に該当する者については、みなし通所給付決定の規定がある。

- ※ ただし、新児童福祉法第21条の5の5の規定(通常の手続)による通所 給付決定を受けた者を除く。
- ア 児童デイサービスに係る介護給付費の支給決定を受けている障害児の保護 者(以下「児童デイサービスの利用者」という。)
  - ※ 平成24年3月31日で有効期間が満了する者については、みなし通所給付決定の対象とはならないため、通常の手続により新たに利用する通所支援の通所給付決定を行う必要がある。

#### イ 通園施設の利用者

※ 平成 24 年 3 月 31 日で有効期間が満了する者については、みなし通所給付決定の対象とはならないため、通常の手続により新たに利用する通所支援の通所給付決定を行う必要があるが、市町村において業務体制が整わない等により、施行日から通所支援の利用が困難と見込まれる場合には、都道府県と調整したうえで、都道府県において、平成 24 年 3 月 31 日までに有効期間を更新(例:有効期間を平成 25 年 3 月 31 日までとする支給決定)し、みなし通所給付決定の対象となるよう配慮されたい。

#### ②みなし通所給付決定の内容

みなし通所給付決定に係る通所支援の種類及び支給量については、政令及び規 則で定める予定であるが、現時点では以下のとおりである。

#### ア 児童デイサービスの利用者

- (ア) 通所支援の種類 放課後等デイサービス
  - ※ なお、未就学児童も含めて放課後等デイサービスにみなされることとなるが、未就学児童は、みなし経過後においては、放課後等デイサービスではなく、児童発達支援の通所給付決定を行うこととなるので、この場合の未就学児童に係るみなし通所給付決定の間の報酬については、就学児童と区分することを検討している。
- (イ) 支給量 現に支給決定されている日数

#### イ 通園施設の利用者

- (7) 通所支援の種類 児童発達支援
- (イ) 支給量 現に支給決定されている日数
  - ※ 現在の支給決定の際、支給量を定めていない場合、都道府県においては、実際の利用状況等を勘案し、支給量について意見を付すこと。 市町村は都道府県の意見を踏まえ、必要な日数を設定する。
- ※ 平成 24 年 4 月 1 日以降に支給量の変更を希望する場合は、新児童福祉法 第 21 条の 5 の 8 の規定に基づき、変更申請が必要となる。市町村において は、勘案事項の聴き取りに当たっては、児童相談所等からの引き継ぎがある 場合は活用する等、速やかに通所給付決定の変更を行うよう配慮されたい。 なお、この場合の通所給付決定の有効期間は、③にかかわらず 1 年となる。

#### ③みなし通所給付決定の有効期間

介護給付費又は障害児施設給付費の支給期間の残存期間とする。

- (例) 平成23年7月1日から平成24年6月30日までの支給期間の者
  - → 平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで
- ※1 みなし通所給付決定の有効期間が満了した場合、引き続き障害児通 所支援を利用しようとするときは、障害児の保護者は、居住地の市町 村に支給申請を行い、通常の手続により通所給付決定を受けることに なる。
- ※2 みなし通所給付決定期間中に新たな通所給付決定をした場合には、 通所給付決定日において、みなし通所給付決定の効力が消滅し、新た な通所給付決定が有効となる。

#### ④みなし通所給付決定に関する手続き

みなし通所給付決定は、法律上何らの手続を要さずに通所給付決定があったものとされるが、実務上は、対象者の確認、みなし通所給付決定されたことの通知、 通所受給者証の交付等の手続が必要となる。

#### (3) みなし通所給付決定業務の流れ

①都道府県から通所給付決定に関する情報提供

市町村は、現行の支給決定の内容、支給決定に当たって勘案した事項等について、都道府県から引き継ぐ(Iの1参照。)。

※ ただし、児童デイサービスの利用者は除く。

#### ②児童記録票、支給管理台帳等の作成

市町村は、障害児支援を適切に提供するため、通所給付決定に関する基本情報 を記録しておくこと。

#### ③みなし通所給付決定の通知

みなし通所給付決定は、個別の行政処分である通所給付決定とは異なり、法律上の取扱いであるため、行政処分としての通所給付決定の通知は要しないが、対象者にみなし通所給付決定がなされた旨を周知するため、次の事項を記載した通知を行うことが適当である。

ア みなし通所給付決定された旨

- イ みなし通所給付決定された障害児通所支援の種類
  - ※ 児童デイサービスの利用者であって未就学児童の場合の名称について は、別途お示しする予定である。
- ウ みなし通所給付決定された障害児通所支援の支給量
- エ みなし通所給付決定の有効期間
- 才 負担上限月額
- カ その他必要な事項
  - ※ 行政処分ではなく、審査請求の対象とはならないので、教示は不要。

#### ④通所受給者証の交付

みなし通所給付決定された旨の通知には、当該みなし通所給付決定された内容 (受給者番号を含む。)を記載した通所受給者証を添付する。

#### ⑤その他、利用に当たって周知すべき事項

今般の制度改正の概要、更新時の手続き等その他通所支援の利用に当たって留意すべき事項を適宜周知する。

#### (4) 留意事項

次に該当する者については、みなし通所給付決定の規定がなく、施行日以降も利用を継続するには、通所給付決定を行う必要があるため、市町村は通所給付決定に関する手続きを優先的に進める必要がある。

ア 施設給付決定(通所のみによる利用に係るものに限る。)の有効期間が平成 24年3月31日までのもの

※ 必要に応じて、都道府県に有効期間の更新を依頼することも考えられる。(Iの1の(3)のア参照。)

- イ 重心通園事業の利用者(18歳以上の者を除く。)
- ウ 平成24年4月1日以降に新規に通所支援の利用を希望する者

#### 【通常の通所給付決定業務の流れ】

①都道府県から利用者(みなし通所給付決定の対象者を除く。)へ申請勧奨等 ※ 都道府県においては、申請勧奨に努めるとともに、市町村への情報提供 について承諾を得ておくことが望ましい。

#### ②通所給付決定の申請

障害児通所給付費の支給を受けようとする障害児の保護者は、居住地の市町村に対して支給申請を行う。

#### ③勘案事項調査

当該申請に係る障害児又は障害児の保護者と面接をし、心身の状況、障害児 の置かれている環境、通所支援の利用に関する意向等を調査する。

※ 市町村は、速やかに通所給付決定が行えるよう、勘案事項の聴き取りに 当たっては、児童相談所等からの情報提供がある場合は活用する等配慮さ れたい。

#### ④児童相談所への意見聴取

市町村は、必要に応じて児童相談所の意見を聴くことができる。 なお、児童相談所は、意見を述べるに当たり、必要に応じて当該障害児、そ の保護者、医師等の意見を聴くことができる。

#### ⑤障害児支援利用計画案の提出依頼

※ 新規申請者は、障害児支援利用計画案の作成を優先することになっているが(平成23年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議資料85頁参照)、 障害児相談事業者の整備が進んでいないことも想定されることから、平成 24年4月の通所給付決定に当たっては、障害児支援利用計画案の提出を求めないことも可能とする(3年間の経過措置あり。)。

#### ⑥通所給付決定

市町村は、勘案事項、児童相談所の意見、障害児支援利用計画案を踏まえ、 障害児通所給付費の支給の要否の決定を行う。通所給付決定を行った場合に は、通所支援の種類、支給量、通所給付決定の有効期間、利用者負担額を定め、 これらを記載した通所受給者証を交付する。

※ 申請書、決定通知書、通所受給者証等に係る様式例については、別途お示 しする予定である。

#### 2 障害者自立支援法に基づく支給決定

#### (1) 対象者

次に該当する者については、新自立支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決

定を行う必要がある。

- ア 入所施設を利用している 18 歳以上の者 (新児童福祉法第 24 条の 24 の 規定により、引き続き障害児入所給付費を受けることができる者を除く。)
  - ※ 平成24年4月1日に満18歳未満である者が、4月1日以後において、 満18歳となることに伴い、継続して、障害福祉サービスを利用する必 要が生ずる場合も整備法附則第35条の対象となり、同じ取扱いとなる。 市町村における支給決定については、その者が満18歳となる日まで に行う必要があるので、留意されたい。
- イ 重心通園事業の利用者(18歳以上の者に限る。)

#### (2) 支給決定の流れ

支給決定の流れについては、上記のア又はイに応じて次のとおりである。

- ア 入所施設を利用している 18 歳以上の者の場合 (整備法附則第 35 条)
- ①都道府県からの引継
  - ※ 都道府県において、市町村に事務を引き継ぐとともに、対象者へ申出 の勧奨に努められたい(Iの1の(1)~(3)参照。)。

#### ②本人からの申出

※ 障害福祉サービスの利用について、公費で助成することから、申出に 当たっては、書面等により記録しておくことが適当である。

なお、判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者については、成年後見人が障害者本人に代わって申出を行うことになる。

#### ③支給決定

市町村は、本人の申出により、申請や障害程度区分の認定等の手続きを省略し、前日まで現に利用している児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法の障害福祉サービスの支給決定を行う。

(児童福祉法のサービスに相当する自立支援法のサービスの例)

- ・福祉型障害児入所施設の場合 生活介護及び施設入所支援
- ・肢体不自由児施設、第1種自閉症児施設の場合 生活介護及び施設入所支援(又は療養介護)
- 重症心身障害児施設の場合 療養介護
- ※ なお、サービスの種類の決定に当たっては、現に利用している施設等がどのサービスに移行するか確認のうえ、行うこと。
- ④支給決定通知(受給者証の交付)

有効期間については1年とする。

※ 事務の平準化の観点から2年とすることも可能(平成23年10月31

日障害保健福祉関係主管課長会議資料 64 頁参照)。

#### イ 重心通園事業の利用者(18歳以上の者に限る。)の場合

新自立支援法による支給決定と同様の手続きにより、生活介護の支給決定 を行うこと。

- ※1 指定特定相談支援によるサービス等利用計画案の提出を求めることとなっているが、事業者の整備状況等を踏まえ対応すること。
- ※2 勘案事項の聴き取りに当たっては、児童相談所等からの情報提供がある場合は、活用する等配慮されたい。
- ※3 障害程度区分の認定は必要であるが、事務が集中し、施行日までに 認定が間に合わない等やむを得ない場合には、引き続き、サービスを 利用できるようにする観点から、支給決定を行っても差し支えない。 なお、この場合の報酬については、障害児通所給付費と同程度の単価 を設けることを検討している。

#### (3) 留意事項

法律の施行の際現に都道府県の措置を受けて障害児施設支援を受けている者は、整備法附則第 32 条の規定に基づき、政令で定めるところにより、市町村の措置を受けて障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けているものとみなされる。政令で定める都道府県の措置から市町村の措置を受けたものとみなされる内容は、現時点では以下のとおりである。

ア 通園施設に措置されている者 児童発達支援

- イ 知的障害児施設に措置されている者 生活介護
- ウ 肢体不自由児施設に措置されている者 施設入所支援
  - ※ ただし、20歳未満の者については、引き続き都道府県の措置を受けて 障害児入所支援を受けているものとみなす。
- エ 重症心身障害児施設に措置されている者 療養介護 ※ ウと同じ。
- ※1 市町村においては、サービスの利用状況により、例えば、知的障害児施設に措置されている者は、生活介護の他、施設入所支援の措置を行う等必要な配慮されたい。
- ※2 入所施設に入所している 18 歳以上の者について、契約又は措置かどう かで平成 24 年 4 月の対応が異なるので、留意が必要である。
- ※3 障害福祉サービスを利用する場合、原則、契約となるが、現在、措置入 所している場合は、成年後見制度の活用等を図った上で、適宜、契約に 移行するなど慎重に取り扱うことが望ましい。

#### Ⅲ その他

都道府県においては、重心通園事業実施施設及び 18 歳以上の入所者がいる障害 児入所施設については、児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく事業者の指定が 必要である。児童福祉法の指定基準等の省令については、平成 24 年 2 月上旬目途 で公布できるよう作業を進めているところである。それに先立ち、別途、省令の内 容や事業者の指定に係る留意事項等について、お示しする予定である。

なお、平成24年4月に障害児入所施設が施設入所支援等の指定を受ける際には、施行時に障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合が想定されるため、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を設ける予定であるので、都道府県においては、事業者の指定事務についても、遺漏なきようお願いしたい。

## (別添2) 事務の実施主体の移行に伴うチェックリスト

都道府	<del>Ī</del> 県
	実施主体となる市町村の特定
	事務の引き継ぎ
	利用者への申請勧奨
	施設給付決定の有効期間が平成24年3月31日までの者に係る市町村との
訓	用 <u>整</u>
	市町村における支給決定業務の支援
	審査請求に係る体制整備
	事業者の指定
市町村	†
	担当部署の決定
	支給決定業務の体制整備
	通園施設の利用者への対応
	重心通園事業の利用者への対応
	入所施設を利用している 18 歳以上の者への対応
	平成24年4月以降に新規に利用を希望する者への対応(随時)